## 弥生PAPカンファレンス 2021 秋 オンライン配信Q&A

#### ■インボイス・電子帳簿保存法の制度等についてのご質問

- Q 3万円未満の取引について、一部取引(公共交通機関、古物商関連など)については、「一定の事項を記載した帳簿のみの保存で仕入税額控除が認められる」とありますが、【講演】「インボイス制度への準備を考える」レジメ9頁の「特例が廃止され」となっていることの内、一部取引は仕入税額控除が認められるという理解でよろしいでしょうか?
- A 「一部取引(公共交通機関、古物商関連など)」については帳簿の保存のみで仕入税額控除が認められます。
- Q 銀行の振込手数料(得意先からの入金時に差し引かれるものを含む)の取り扱いはどうなりますか?

請求金額と振込金額の差額(「売主負担」)については、まず、その「売主負担」がいかなるものなのか、整理する必要があります。例えば、売り手が、買い手から「振込に係る 役務の提供を受けた」ことに対する対価と整理できるのであれば、売り手は買い手に対しインボイスの交付を求め、それを保存することで仕入税額控除の適用が可能となります。 また、その差額が振込手数料の実額であれば、買い手が「立替払いをした」と整理し、買い手から「立替金精算書」(送金を行った金融機関の名称やその登録番号、振込手数料の 金額等が記載されたもの)の交付を受け、それを保存することで仕入税額控除の適用が可能となります。さらに、「売主負担分」を対価の額の値引き・割引として扱うのであれ ば、売り手は買い手に対し、返還インボイスを交付する必要があります。

- マンビニやスーパーで商品を購入した場合も、電子インボイス方式(Peppole)での効率化・標準化は可能でしょうか?(キャシュレスで決済をした場合や現金で支払う場合もあるかと思いますが)
- A 現在はまず 一般的なBtoB取引を視野に議論が行われております。ご質問頂いたBtoC取引については、その後議論が深まることが予想されます。
- Q 現在は課税事業者です。今後、基準期間の課税売上が減少し、免税事業者となった場合、免税事業者の期間は適格請求書を発行できないのでしょうか?
- 適格請求書発行事業者となった場合、基準期間の課税売上高が1,000万円以下となった場合であっても、免税事業者にはならず(事業者免税点制度の適用はない)、消費税等の申告 納税義務が生じます。適格請求書発行事業者は、「適格請求書発行事業者の登録の取り消しを求める旨の届出書」を提出することでその登録を取り消すことができます。ご指摘の ケース(課税事業者であり、適格請求書発行事業者の登録を受けた者)であれば、登録を取り消した後、基準期間の課税売上高が1,000万円以下であれば、免税事業者となります。 なお、免税事業者は適格請求書の発行はできません。
- 電子取引データ(メール添付の請求明細)について、仕入先より請求合計表を手書にて記入、郵送をしていもらって保管している場合で、付属資料として請求明細をメールに添付したファイル(Excel)をもらっている場合は当該Excelファイルも電子的に保存しなければなりませんか?また、そのExcelデータをPDFへ変換しても問題はありませんか?
- A 当該Excelファイルも電子取引情報の一部とみなされるため、電子的に保存する必要があります。なお、電子データの形式は問われませんのでPDFに変換して保存することも認められると解釈されます。
- 電子取引データ(メール添付の請求明細)について、仕入先より請求書を先行でメールorファックスにて受信し、後日正規の請求書(紙)を受領している場合、メールorファックスの 電子取引データは保管の対象でしょうか?
- A 11/12公開された、国税庁「お問合せの多いご質問(令和3年11月)」のP6、Ⅲ【電子取引関係】の追1によれば、電子データと書面の内容が同一であり、書面を正本として取り扱うことを自社内等で取り決めている場合には、当該書面の保存のみで足りるとされています。
- 電子取引データ(ETC利用明細)について、従業員が出張の際、経費の立替として個人のETCカードを利用し、利用明細を印刷後、会社指定の申請書(紙)にて経費精算の処理をしている場合、その際のETC利用明細もデータとして保管する対象でしょうか?
- A 国税庁HPの「電子帳簿保存法一問一答【電子取引関係】」問2(電子取引とは)によればETCカードの利用明細データも電子取引に該当いたします。
- 電子取引データ(弊社よりメール送付する資料)について、取引先に対して、支払情報をシステムにて作成し、PDFファイルをメールにて送付しているが、当該PDFファイルにはタ イムスタンプが必要ですか?

当該PDFは電子取引情報に該当するため、電帳法の定めに則り保存する必要があります。その際、真実性の確保の観点から、(1)タイムスタンプの付与、もしくは(2)不正な訂正削除を防止する事務処理規程の整備、のいずれかの対応が求められます。なお、電子取引を行った場合には、当該電子取引の取引情報に係る電磁的記録を保存しなければならないと規定されているところですが、必ずしも、相手方へ発行した電磁的記録そのものをもって保管しなければならないものではありません。すなわち発行したPDFそのものではなく、その内容を構成する請求データ(今回の場合は支払情報を作成しているシステム内のデータ)が訂正又は削除される恐れもなく検索抽出可能な状態で保存されており、書面及び画面にPDFと同様のイメージデータ等で整然明瞭な状態で確認できる状況にあるのであれば、システム内のデータ保存でも認められます。

- 適格請求書発行事業者(売り手)となった場合、買い手の求めに応じてインボイスの発行する義務が生じると法令に記載がありますが、買い手がインボイスの発行を求めない場合、 良い手はインボイスを発行しなくてもよいという認識でよいですか?背景として、現状買い手が支払明細書等の発行により売り手側が売上を計上しており、請求書の発行をしてい ないということがあります。
- で質問のケースにおいては、売り手としてはインボイスの発行は必要ではありませんが、買い手側にインボイスの記載要件を満たした「仕入明細書」発行してもらう必要がありま A す。下記資料のP8「仕入明細書等による対応」の箇所をご確認ください。

https://www.nta.go.jp/taxes/shiraberu/zeimokubetsu/shohi/keigenzeiritsu/pdf/0020006-027.pdf

- Q 岡本様のお話しで合算請求書をリアルタイムで処理とありましたが、合算請求書では消費税の端数がずれる場合もあり、売り手、買い手で不一致になる部分はどう解消するんでしょうか?
- A Part1「弥生の現況とこれから」のP17「デジタルを前提とすると、中長期的には合算請求書から都度請求書にシフトするはず」、とございますように、都度請求書でのリアルタイム処理が主流になっていくと思われますので、端数処理のズレは無くなっていくと考えております。
- Q 現状、本体10,000円、消費税1,000円、計11,000円で請求書を発行していた免税事業者の場合、R5.10以降、11,000円の請求書を出した場合、「適格請求書発行事業者でないなら 10,000円だよね」というのは法律違反なのでしょうか?
- A 例えば、売り手が免税事業者であることのみを理由に、一方的に、不当に、買い手が対価の額を減額することは、関係法令(下請法等)に抵触するおそれがあることに留意が必要となります。
- Q 免税事業者側から申し出ればよく、支払い側である企業(買い手)から言うのはNGというのは、形だけそうする、といったことを助長するだけではないですか?
- A 対価の額は、仕入税額控除の可否といった要因のみで決まるものではなく、取引当事者(売り手・買い手)が様々な要素を考慮し、決定するのが一般的です。例えば、買い手から 対価の額の調整を申し出る場合であっても、売り手が免税事業者であることのみを理由に、一方的に、不当に、調整するのでなければ(対価の額の調整に合理的な理由があるので あれば)、「買い手から売り手に対し対価の額の調整を申し出た」という事実が直ちに関係法令等に抵触するわけではありません。したがって、そもそも「売り手である免税事業 者から対価の額の調整を形式的に申し出ることを助長する」といったご指摘にはあたりません。

# ■インボイス・電子帳簿保存法の制度等についてのご質問

- Q 「電子取引」というのは何を言うのでしょうか?条件などが分かるURLがあれば教えてください。
- 電子帳簿保存法一問一答の問2をご参照ください

https://www.nta.go.jp/law/joho-zeikaishaku/sonota/jirei/07denshi/index.htm

- Q電子帳簿保存法のシステム変更による管理方法の変更が原則認められないという点具体的に知りたいのですが、該当の資料かURLはありますか?
  - 本件は弊社が個別に「国税局電話相談センターの法人税窓口」に照会して得た回答となります。たとえば、訂正・削除の防止に関する事務処理規程を備え付けて運用する場合、 「保存は受領してから7日以内に行う」などのルールを設けることが一般的と思われます。その場合に過去分の移行データについては「7日以内」のルールに反することとなるため、"原則として"過去分移行は認められない、という主旨の回答を得ました。この解釈の延長で、A社システムからB社システムへの乗り換えも「原則として不可」という回答を受けております。
- Q 今までは、消費税の転嫁を指導してきましたが、適格請求書では免税事業者の転嫁を認めていません。デジタル化が急務なのは理解しますが、デジタルと慣習のギャップを埋めるのをペポルが担うものなのかと尋ねると、必ずしもそうではありません。デジタル庁、国税庁、中小企業庁で合同(共通)のロードマップはないのですか。
  - ・適格請求書等保存方式においても、免税事業者が、自らの仕入れに要する消費税相当額を販売する商品等の価格に転嫁することは何ら妨げられていません。その上で、どの程度 転嫁することができるのか、という点については、個々の事業者により異なります。
- A 現時点で「合同のロードマップ」といえるものは無いのですが、「デジタル社会の実現に向けた重点計画」(2021年6月18日閣議決定)が、一番ロードマップに近いものになると考えます。

https://cio.go.jp/sites/default/files/uploads/documents/210618 01 doc01.pdf

- 今回の電子帳簿保存法、電子取引は義務、国税関係帳簿・国税関係書類に関しては任意、と認識しておりますが、その「任意」の意味について。後者 2 つについては、例えば「それらのうち、帳簿・決算書等については電子帳簿保存にして、見積書・請求書・納品書・領収書については、自社作成のものは電子保存、スキャンが必要なものは紙で保存」と
- Q いったように、種類ごとに紙保存と電子保存のどちらを選ぶか任意、さらに、相手先ごとにどちらを選ぶかも任意、という意味なのでしょうか?それとも、国税関係帳簿・国税関係書類に該当するものすべてについて、全体を「電子保存」か「紙保存」かを選択するかが任意(種類別にどちらか違うものを選べるのではない)ということなのか、教えていただけますでしょうか?
- 例えば「それらのうち、帳簿・決算書等については電子帳簿保存にして、見積書・請求書・納品書・領収書については、自社作成のものは電子保存、スキャンが必要なものは紙で保存」といったように、種類ごとに紙保存と電子保存のどちらを選ぶか任意、→こちらが正との認識です。来年1月からの実際の運用に関しては、微修正が行われる可能性はあるかと思います。(現在は国税庁の電子帳簿保存法一問一答しかないため)
- Q電子インボイスになると販売代金回収の期間が短縮化されるとのお話がありましたが、なぜ短縮化されるのか教えてもらえれば幸いです。
- A まず一つ目として、紙で行うより、電子で行った方が、事務処理が簡略化される可能性があるからです。(売掛金の消込等)二つ目としては、徐々に月締請求から都度請求にシフトしていくと予想されるためです。
- Q 証憑管理サービスのリリースは2022年の4月とのことで、電帳法の電子取引への対応は2022年1月から対応が必要かと思います。リリースまでの間は電子取引での保存についてどのように対応したらよろしいでしょうか?
- 「電子帳簿保存法一問一答」の問12に示されているように索引簿による管理及び訂正・削除の防止に関する事務処理規程を備えることによる運用が現実的な対応方法になるかと考 A えております。こうした運用方法について、電子帳簿保存法あんしんガイドでもご紹介をしていく予定です。

https://www.nta.go.jp/law/joho-zeikaishaku/sonota/jirei/pdf/0021006-031\_03.pdf

- 電子取引保存の書類やスキャナ保存の書類については、日付・金額・相手先名、で検索できることが要件となっているようですが、ファイル名にその3つをつける方法のほか、エクセルで索引簿を作る方法が例示されていますが、それ以外の方法として、例えばですが、相手先ごとの名前のフォルダで管理し、さらにその中で日付ごとの名前のフォルダで管理し、ファイル名は金額のみ、といったような方法も認められると考えられますでしょうか?(エクセルの索引簿を作成することを面倒に思う事業者さんもいると思われます。)
- A こちらにつきましても実務の詳細となるため、現在のところ確定したことはお伝え出来ません。誠に申し訳ございません。
- Q インボイス不要で仕入税額控除できる古物商には、中古車販売業も含まれると認識していますが、その際の帳簿の保存等の要件等があれば教えてください。
  - 消費税の仕入税額控除制度における適格請求書等保存方式に関するQ&A問81に記載がありますので、ご確認ください。
- https://www.nta.go.jp/taxes/shiraberu/zeimokubetsu/shohi/keigenzeiritsu/pdf/qa/01-13.pdf
- 法人で、自宅を事務所にしている場合の電気代を法人口座から支払い、個人使用分を個人から法人に支払ってもらっています。ただし、電気代の契約者は個人のため、請求書・領 収書の「氏名・名称」は個人名です。この場合、仕入税額控除は認められますか?電話代でも同じことが起こっています。法人の口座から支払っていますが、インボイスがないん です。
- A 例えば、「個人」と「法人」で電気代や電話代を共同で課税仕入れを行ったと整理することが考えられます。ただし、その場合、原則、個人名で提供を受けたインボイスを法人が そのまま保存しても、インボイスの保存には該当しないことに留意する必要があります。基本的には、個人名で提供を受けたインボイスとともに、法人の負担部分を記載した「精 算書」を保存することで、課税仕入れの額のうち一部について仕入税額控除の適用が可能となります。「精算書」について、最低限の対応としては、個人名で提供を受けたインボ イスそのものに、法人の課税仕入れ分を明記(「うち○○○円は(株)XX分」といった対応も可能となります。
- Q クラウド会計ソフトに紐づけて電子帳簿保存をスタートしたら、他の方法へ変更できないということでしょうか?他のクラウドソフトへ変更できない?
- 例えば、電子取引情報(PDF等)を受領してタイムスタンプを付与する場合、受領後、最長約2か月以内にタイムスタンプを付与する必要があります。したがって、過去のデータ を遡って新たなシステムに移行しようとしても、適切なタイムスタンプ付与が出来ないことになります。この解釈に基づくと他の方法への変更が事実上出来ない、という見解を国 税局から受けております。
- Peppolとういう制度の構築は大切なことかと思います。ただ、1企業がコストをかけて利用する際のメリットは、取引先の大半がPeppolを利用していることが前提条件になってしまうように思えます。普及の進め方についてはどのようなイメージをお持ちなのでしょうか。
- 電子インボイスは利用数が増えれば増えるほど利便性を実感できると考えます。業務ソフトベンダーが異なっていても利用できるよう業界として取組みをしています。また、弥生 としてはパートナーの皆様と共にインボイス制度の情報発信を行い、デジタル化することによって、法令対応だけでなく業務効率化ができるということをお伝えしていきたいです。

# ■インボイス・電子帳簿保存法の制度等についてのご質問

- Q 「インボイス制度への準備を考える」P7よくある誤解④の2つ目の○の対価の額の調整ですが、こちらは「免税事業者から申し出れば問題ない」というお話かと思います。支払側である企業から言い出すと問題になる箇所かと思いますが、いかがでしょうか?
- A どちらが言えば問題があるかないかではなく、対価の額をどのように決めていくかが大切です。消費税だけでなく、他の関連する法律(例えば下請法など)に抵触しないかを考えて検討する必要があります。
- Q インボイスを登録していない免税事業者として、建設業等の方で中間金を受領する場合はどうなるのでしょうか?また相手方が決算期の関係で仕入税額控除(外注費として計上したい等)を受けたいために中間金の消費税額を知りたいというケースはないでしょうか?中間金がある場合の消費税額の表示の方法をご教授願いたいです。
- A
  インボイス制度において出来高検収書、中間金の支払をどのような扱いにするのか整理がついていないと聞いています。近々、国税当局から考えが示されると思われます。
- Q電子取引の義務化で、ただちに青色申告が取消になることはないとのことですが、いつから青色申告取り消し開始になるのでしょうか?
- ただちに青色申告が取り消されることはないということが国税庁のQ&Aで示されました。これをもって来年1月までに何が何でも対応しなければいけないということはなくなった A と考えています。しかし、公式な返答であっても、法的に裏付けがあるものではないため、今後、財務省、国税庁としてなんらかな措置が示されると思われます。
  - https://www.yayoi-kk.co.jp/pap/report/conference-202110/d\_file/houkoku.pdf
- Q グローバルPeppolと、日本仕様Peppolは互換性ありますか?
- A Peppolは元々ヨーロッパで使用されているしくみであるため日本の法的な要件や、業務上の要件に対応できるように準備を進めています。まず当初としては日本国内でインボイスのやり取りができるように対応を進めていきますが、その先は輸出入等のグローバルなやり取りが実現できるように準備を進めていきます。
- Q 取引先との価格調整は、消費税価格転嫁防止の概念と相反するものではないでしょうか?
- A 区分記載請求書は税額を書かないので税が入っているかどうか判別できませんが、その取引に関わる消費税額を明確にするという意味で転嫁をしやすい効果があるとも考えています。
- Q 売り手の、保存義務に対する罰則はないのであれば保存しないのでは?
- A 罰則がなければ、義務を満たさないのかと考えると懸念はあるが、必ずしもそうではないと思います。また、法人税、所得税や自身の経営を考えたときに、売上に関わる書類、 データを保存しないということがどういうことか等も考えなくてはいけないことと思います。
- Q デジタル化は大変結構なのですが、経営者の高齢化が進む中でついてこれない方のが多いのではないでしょうか?国はこれについてはどのようにお考えなのでしょうか?
- A 政府としては高齢者だけでなく、「誰一人取り残されないデジタル社会」を目指していきます。
- 現在でも、会計事務所と事業者の間で、消費税の判断を巡って、訴訟などのトラブルが多く発生している背景があります。今まで免税事業者だった事業者が、課税事業者を選択するかどうか、課税事業者を選択した場合に簡易課税制度を選択するかどうかなど、様々な税務的な判断を、現行の消費税の制度をすべて理解したうえで適正に行うことは、会計事務所のサポートがあったとしても難しいと感じます。デジタル化することにより、消費税の制度もシンプルに設計され直すことは想定していますか?
- A 簡易課税の選択や、課税事業者の選択をやめることが制度をシンプルにすることとは必ずしも言えないと思われます。制度の有利不利を考えると複雑化することもあるのかと思います。
- Q e-Taxは使っているものの、カードリーダー対応を行っていないお客様の登録申請を紙で順次行う予定ですが、通知を紙で受け取るデメリットはありますか?
- 紙での通知にはタイムラグが発生するため、その間適格請求書への登録番号の記載が遅れる可能性があります。但し、登録が完了すれば国税庁の「適格請求書発行事業者公表サイト」で番号を確認することは可能です。
- Q 免税業者が登録した場合、課税事業者届出書との違いや本則課税か簡易課税での申告方法を教えてください。
  - 免税事業者の登録申請手続きにおいては経過措置など考慮することがございます。
- また、簡易課税制度を選択する場合の届出書の提出時期も注意が必要です。
- A 詳しくは国税庁のパンフレットP20をご参考ください。
  - https://www.nta.go.jp/taxes/shiraberu/zeimokubetsu/shohi/keigenzeiritsu/pdf/0020006-027.pdf

### ■インボイス・電子帳簿保存法に関連する弥生の製品・サービスについてのご質問

Q 証憑管理サービスは有料ですか?

初期リリースの段階ではあんしん保守サポートへご加入中のお客様、弥生オンラインをご利用中のお客様へ無償で提供させていただく予定です。中期的には全事業者への無償提供を予定しております。但し、AI-OCRなどの一部機能については有償とさせていただく場合もございます。詳細が確定しましたら改めてPAP会員の皆様へご案内させていただきます。

Q タイムスタンプについて弥生㈱様は、何か取り組みされていますか?

現状では、スマート取引取込の「スキャンデータ取込」においてのみ、タイムスタンプの対応をしております。詳細はこちらをご覧ください。

https://www.yayoi-kk.co.jp/lawinfo/scan/yayoisupport.html

カンファレンス資料3つ目「弥生のインボイス対応」の22ページ目、経過措置中の免税事業者からの仕入処理について、方式Bを採用予定とのことですが、弥生会計の税区分に経過措置中の免税事業者用の税区分が新しく追加されるということになりますか?

A 詳細な仕様については今後検討して参ります。

Q 電子インボイスについてのAPIはもう公開されているのでしょうか?

A 現在、電子インボイス(日本版Peppol)の標準仕様策定を進めています。

Q デスクトップアプリの方ではインターネット等に常時接続されているわけではないですが、アプリ版でも電子インボイスに対応できるのでしょうか

A デスクトップアプリケーションでも電子インボイスに対応いたします。なお、原則デスクトップアプリケーションはインターネット接続必須とさせていただいております。

Q 弥生での電子帳簿保存の対応は来年春頃になるのでしょうか?証憑データ化と併せてより効率的な仕様になる予定なのでしょうか?

証憑管理サービス(仮称)のリリースは来年春を目指し、開発を進めております。証憑データ化との連携も計画しておりますが順次対応となるためリリース時期はPAP会員の皆様へ 改めてご案内させていただきます。

Q AI-OCRの機能を知りたいです。そのほか会計入力について便利な機能を教えてください。

例えば電子インボイス発行事業者の登録番号をOCRで読み取り、番号の有効性を自動判定するなどです。会計入力の効率化は、スマート取引取込というサービスを提供しております。具体的にはExcelで作成された帳簿を取り込んで自動仕訳するCSV取込、領収書・レシート画像を取り込んで自動仕訳するスキャンデータ取込などを提供しております。有償となりますが記帳代行支援サービスも提供しております。

Q 御社の対応として、電子帳簿は対応済みで電子データ保存はスキャナ保存になるかと思います。こちらは基本的には弥生レシートで対応し、スマート取引取込の際にJIIMA認定設 定をすれば対応可能かと思いますが、その認識で宜しいでしょうか?

①帳簿の保存については弥生会計で対応済みです

②電子データ保存は今後リリース予定の「証憑管理サービス(仮)」で対応予定です

③スキャナ保存は現状はスマート取引取込(レシート撮影アプリ、スキャンデータ取込)で対応しておりますが、今後は「証憑管理サービス(仮)」でも対応予定です。 また、JIIMA認定については現状①について取得済みですが、②③については今後取得予定となっております。

Q 証憑管理サービスは、納品書、請求書などにまたがる適格請求書の可否判定は自動でできますか?

A 複数にまたがる場合には関連ファイルとして手動で紐づけて管理していただくことを想定しております。

Q 証憑管理サービスではタイムスタンプを付与できますか?

A アップロード時にタイムスタンプを付与する仕組みを検討しています。タイムスタンプについては無料で提供させていただく方針です。

①発行について

適格請求書はソフトウェアでの発行を前提としているものではありません。必要事項が記載されていれば手書きでもWordのような文書作成ソフトでも問題ありません。

A ②デジタル保存について

ここではデジタル保存はスキャナ保存や電子取引データの保存と理解しました。2022年4月にリリース予定の証憑管理サービス(仮)をご利用いただければ発行した適格請求書の 控えをデジタル保存することが可能です。

マンボイス制度への対応として、将来的には電子化するというのはよくわかりました。しかし現在使用している弥生製品は、取り扱いがこう変わるという具体的な説明が少なかったように思います。ホームページ等に掲載されているのでしょうか。そういう情報がないと、顧問先に理解してもらえるような説明ができません。

A 弥生製品としての電子化への対応方針の概要はPart3「弥生のインボイス対応」でご説明した通りですが、具体的な対応内容については現在検討しております。詳細が確定しました ら改めてPAP会員の皆様へご案内させていただきます。

Q 将来的にでよろしいのですが、スマート取引取込をした証憑書類に基づいて弥生会計の仕訳データと電子インボイスが紐づけさせられるような機能の追加をお考えですか?

A 現在仕様の詳細は検討中ですが、今後の弥生の対応方針についてはPart3「弥生のインボイス対応」でご説明している通りです。

Q 証憑管理サービスは、電帳法上の「タイムスタンプ等の改ざん防止要件」「検索可能要件」のうち、後者のみ対応予定でしょうか?両方対応予定でしょうか?

A こちらにつきましては両方対応予定です。

Q 電子帳簿保存法あんしんガイド、今冬にご提供くださる予定とのことですが、年内に可能でしょうか?

A 年内に公開を予定しております。コンテンツは順次アップデートをかけていく予定です。

Q 弥生会計への入力方法は今まで通り、税込で入力すると自動税抜きされるのでしょうか?

A 仕訳の入力方法は、現状の仕様のままを予定しております。

#### ■インボイス・電子帳簿保存法に関連する弥生の製品・サービスについてのご質問

- **Q** 記帳代行、税務申告の一切を会計事務所が担っている顧問形態が少なくないと思いますが(弥生のシステム自体を顧問先が触らない、保有しない)、その場合でも証憑管理サービスは顧問先の方で利用できるのでしょうか(弥生の会計システムとは独立しているのでしょうか)。
- A 現在検討中ですが、弥生製品の共通機能として提供を予定しているため、証憑管理サービス単体での提供は予定しておりません。
- Q 支払先から受け取った請求書やレシートの適格請求書発行事業者の番号は、会計データなどに登録する欄はございますか?後で適格請求書の番号を照合しやすいように、会計データに入力する欄があるかという確認です。
- A 詳細な仕様は現在検討中ですが、仕訳の摘要欄に入力いただくことを想定しています。
- Q 経過措置中の免税事業者からの仕入処理方法について、弥生会計の入力時は経過措置適用の取引かどうかはどこで入力することになりますか?「消費税区分」で選択することにな るのでしょうか?
- A 詳細な仕様は現在検討中ですが、消費税区分を追加して管理する仕様を予定しております。
- Q インボイス発行事業者が途中で免税事業者になってしまう場合もあると思うのですが、インボイス受領の度に自動的にチェックすることができるのでしょうか?そこは人力でしょうか?
- A 詳細な仕様は現在検討中ですが、適格請求書発行事業者登録番号の有効性について、受領の度に自動チェックすることはシステムパフォーマンスに不要な負荷を与える懸念もある ため、任意のタイミングで国税庁の登録番号公表サイトに照会をかけられるような仕様を予定しております。
- Q 事務所情報を入力できるようになったら、メール等でお知らせはきますか?
- A 改めて皆様にメールニュースでご案内させていただきます。
- Q 記帳代行で、いわゆる丸投げされる顧問先も多いかと思います。記帳をご自身でできない方について、会計事務所で今後も記帳を請け負うにあたって証憑管理サービスを使うのが 効率的かなと思いますが、そういった顧問先の分の証憑管理サービスを会計事務所で何社も使用することはできるのでしょうか?また、コストについても目安はありますか?
- A 会計事務所では、複数社の顧問先を管理できるように提供させていただく予定です。コスト含め検討中ですので詳細が決まりましたら改めてご案内させていただきます。
- Q 証憑管理サービスは記帳代行支援サービスではなく、自身で手続きするスマート取引取込でも対応しますでしょうか?
- A 自身で取り込む証憑にも対応予定です。詳細は改めてご案内させていただきます。
- 記帳代行支援サービスを利用しております。カード会社との連携では消費税率が確認できないまま10%で仕訳されてきます。こちらはレシート、領収書を入手して8%の場合、修 で等するしかないのでしょうか。また、インボイス制度が始まった場合、カード会社との連携では、相手先が適格請求書発行業者か確認するにはやはりレシート、領収書等を入手 して判断していくしかないのでしょうか。
- A こちらに関しては現状、カードの支払明細を元にしているため、記載の通りとなっております。インボイスに基づいて、起票するのであればこのような問題は起きないという認識です。
- で表示である。 証憑管理サービスの提供予定は来春とのことですが、現在弥生ドライブをご利用の顧問先様には、来年1月以降の電子取引の保存を弥生ドライブ内にホルダーを作成して保存管理 を予定していますが、弥生ドライブ内のデータ保存期間は何年でしょうか。
- A 弥生ドライブにはデータの保存期間の定めはありませんが、一製品につきデータ容量が2GBとなっております。従いまして、この上限を超えると法定保存期間を満たせない可能性があります。
- Q タイムスタンプを単独で購入しなくても対応されるものを弥生様で開発していただけるのでしょうか?
- A こちらにつきましては現在検討中です。現在の方式がこのまま続くかは未定となっております。
- Q インボイス制度一顧問先対応のためのお役たちガイド(P.22)の入手方法を教えてください。
- 下記のサイトよりご入手いただけます。
  - https://www.yayoi-kk.co.jp/pap/service/efficiency/invoice/index.html
- **電子取引入力、スキャン入力導入に前向きな顧問先様がいらっしゃいます。顧問先様向けの講習会のようなものは、今後、いつ頃どのようなものが開かれるなどありましたらお教えください。**
- 講習会の予定は現在のところございませんが、インボイス制度あんしんガイドにてご紹介を予定しております。
- https://www.yayoi-kk.co.jp/lawinfo/invoice/index.html

### ■その他弥生の製品、サービスについてのご質問

- Q 証憑アップローダーの質問です。記帳支援代行サービスを使っていない場合は証憑アップローダーは使えないということですよね?
- A ご認識の通り、証憑アップローダーは、記帳代行支援サービスを利用する際にご利用いただくアプリケーションとなりますので、記帳代行支援サービス以外ではご利用いただけません。
- Q スマート仕訳からの伝票作成は自動でできるようになりましたか?

クレジットカード明細等については未対応ですが、借入金の返済等については【取引追加ルール】という機能にて振替伝票形式にて取り込めるようになりました。【取引追加ルール】の詳細については、下記をご確認ください。

<sup>A</sup> ●知って納得!弥生製品・サービス活用術

https://www.yayoi-kk.co.jp/pap/case/022-ae-smart.html

- Q 当会計事務所では、個人の確定申告は、弥生会計で入力し、他社の税務ソフトで電子申告をしておりますが、会計事務所の電子申告用のカードを使って、弥生会計で、そのまま電子申告は可能ですか?
- 称生会計 (e-Taxモジュール) は代理申告には対応しておりません。何卒ご了承ください。代理送信につきましては下記FAQをご参考ください。 https://support.yayoi-kk.co.jp/faq\_Subcontents.html?page\_id=25765
- Qデスクトップアプリのユーザーとクラウドアプリのユーザーとの比率はどれくらいになっているのでしょうか?
- ■個人事業主と法人で比率は異なりますが、個人が約半々、法人はまだまだデスクトップアプリが中心となっております。
- 今年の年末調整では生命保険の保険料控除申告書のデータの取込は対応しますか?ということは、PDFデータを手入力。ではないということでしょうか?全て手で入力するのであれば今から対応策を練らねばならないので。
- 現状、弥生製品単体では対応できません。保険料の証明書データを国税庁の「年末調整控除申告書作成用ソフトウェア」にインポートして、それを弥生製品に転記する対応を開始 しました。弥生単体であれば手入力となります。何卒ご了承ください。これから対応予定の機能につきましては以下ページで順次更新を予定しておりますので、ご参考ください。

https://www.yayoi-kk.co.jp/pap/service/efficiency/nencho/index.html

- Q 扶養控除申告書等をオンラインで集め、弥生給与と連動できるシステム等は御座いますでしょうか?
- A 現時点ではございませんが、今後は検討して参ります。
- Q 年末調整での控除証明書についてご質問です。年末調整ソフト転記ツールをつかう場合、給与担当者へ紙の控除証明書の提出も必要なのでしょうか。
- A データがあれば法令上の要件は満たしております。後は給与担当者のチェック上、原本がいるか否かであり、運用は各社ごとに異なるかと思います。
- Q 年末調整についてのセミナーはいつ頃を予定していらっしゃいますか?
- A 11月中旬にセミナー動画という形でご提供を予定しております。